

## 伊勢原市パブリックコメント実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における透明性と公正性を確保し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の重要な政策等の決定に当たり、その趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見、提案を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (3) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内の事業所に勤務する者又は市内に事業所を有する者
  - ウ 市内の学校に在学する者
  - エ この要綱による手続を実施しようとする政策等に意見を有する者

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の重要な政策等(以下、「政策等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他市の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 市政の基本的な方針、制度を定める条例の制定又は改廃。ただし、行政内部についてのみ規定する、内部管理に関する条項及び施設等の管理に関する条項を除く。
- (4) 義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃。ただし、金銭徴収に関する条項を除く。
- (5) 市民生活、事業活動に直接、重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により条例を制定し、又は改廃する場合
- (2) 市民意見を聴取する手続が、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に定められている場合

(3) 迅速又は緊急を要すると認められる場合

(4) 軽微なものと認められる場合

(5) 実施機関に裁量の余地が少ないと認められる場合

2 実施機関は、前項の規定によりパブリックコメントを実施しないときは、その旨を市の広報紙及びホームページに掲載しなければならない。

(公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成の趣旨、目的及び背景に関する資料等、案の理解に資するための資料を併せて公表するものとする。

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により行うものとする。

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を行う前に次に掲げる事項を市の広報紙及びホームページに掲載し、パブリックコメント手続の実施について予告を行うものとする。

(1) 名称

(2) 意見等の提出期間

(3) 案等の入手方法

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、前条第2号の意見等の提出期間を、意見等の提出開始の日からおおむね30日を標準として定めるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法による。

(1) 実施機関が指定する窓口への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先を明らかにしなければならない。

(意思決定)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、市民等から提出された意見等の概要及び実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した内容を公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、第5条第3項の規定に準じた方法によるものとする。

(個人情報保護等)

第9条 実施機関は、収集した個人情報について伊勢原市個人情報保護条例（平成10年伊勢原市条例第27号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、市民等から提出された意見等に伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（構想等への意見等）

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たり構想又は検討の段階で広く市民等の意見等を求める必要があると認めるときは、この要綱の定めにした手続を行うよう努めるものとする。

（運用状況の公表）

第11条 市長は、パブリックコメントの実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市のホームページにおいて公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。